

(1)事業の概要等

令和6年度 事務事業評価シート

事業番号		B2003		事務事業名		市民菜園事業			事業期間		昭和63年度以前		～		令和8年度以降				
実施計画事業																			
実施計画事業以外の事業		○		担当部		地域活性化営業部			担当課・担当係		農政課		農業振興係						
事業の概要	小牧市まちづくり推進計画(R5年～R8年)	分野別計画編		基本 施策	20	展開 方向	3	事業・予算区分	一般事業	款	6	項	1	目	3	大	5	中	3
	根拠法令・個別計画	小牧市市民菜園管理規則							対象 (何・誰を対象に)	市民									
	目的 (何のために)	市民菜園を設置し、農業に触れるきっかけづくり、親しみを 感じる場を市民に提供する							内容 (どのような方法で)	市が所有する藤島団地地内の土地に、市民向けの菜園を設 置し、貸出を行っている。 都市農地の賃借の円滑化に関する法律の施行により、以 前は市民農園を開設することができなかった生産緑地にお いても、納税猶予を受けながら市民農園として活用でき るようになったことを踏まえ、農園の開設を促進し、生産緑 地の保全を図ることを目的として、令和4年度から、生産緑 地内市民農園開設支援事業補助金が開始された。									

(2)事業費

事業費	項目			単位等	R2	R3	R4	R5	R6	
	直接経費	決算額	財源	千円			463			
			一般財源							
			国・県支出金		676	660	526	615		
			その他		676	660	989	615		
			計(A)	—	97.63%	149.85%	62.18%			
	対前年比	%								
	予算額			千円	731	731	1,264	1,235	1,229	
	人件費	正規職員			人	0.1	0.1	0.1	0.1	
		正規職員(平均賃金)			千円	749	749	749	749	
		その他職員			人	0.2	0.2	0.2	0.2	
その他職員(時給×時間)			千円	280	280	280	280			
計(B)			千円	1,029	1,029	1,029	1,029			
事業費合計(C=A+B)				千円	1,705	1,689	2,018	1,644		

(3)業績

展開方向における指標の推移	基本施策	22	指標名		半 点	方向性	基準値	R5	R6	R7	R8
			1	市民菜園の利用者数	人	↗	175	198			
			2								
			3								

指標	指標ほか		単位		R2	R3	R4	R5	R6
	成果指標	市民菜園の利用者数		目標	209	209	209	209	209
				実績	168	173	209	198	
				目標					
				実績					
	活動指標		人	目標					
				実績					
				目標					
				実績					
	単位あたり 事業費	受益者数(a)		人	168	173	209	198	
		受益者あたり事業費(=C/a)		円	10,146	9,760	9,653	8,301	

(4-1)事業の評価

事業の評価	事業の方向性	維持(改善)	事業のボリュームは現状規模で維持するものの、手法の改善をするもの				
	事業の達成状況と課題	農業に関心のある市民の方を対象に、農作業を体験する適度な大きさの菜園を提供し、農作物を栽培、収穫を体験する場を提供できた。 菜園の管理が適切でない利用者が現れた場合などは、適正管理を行うよう啓発をする必要がある。	今後の実施内容・今後の改善内容	今後も、農作業を体験、農作物を栽培、収穫を体験する場を提供していく。 菜園の管理が適切でない者をださないため、啓発を行っていく。			
	改善の有無	無	事務事業 額評価	千円	節	細節	細々節
	これまでの 改善内容						

(4-2)事業継続の可能性(事業のスクラップ可能性)

事業分析	評価項目		評価結果	評価結果を判断した理由
	妥当性	行政が公費を投入して実施することが妥当か(対象を見直すことはできないか)	妥当である	農業に接点のないより多くの市民の方に農業に関心を持っていただくためには、行政の関与が必要であると考ええる。
	有効性	廃止・休止した場合に住民が影響を受けるか	一部の住民に影響がある	農業に接点のない、市民の方が農業に接する機会が減少する。
	効率性	サービスを低下させずに総事業費を削減できないか	現状のままでよい	市民菜園を維持管理していく必要最小限の費用となっていると考ええる。
		外部への委託や類似事業との統合により事業費の削減の余地はないか	現状のままでよい	遊休農地活用事業(池之内菜園)と類似点はあるが、市の東西に位置する場所の条件、管理人の指導により新規就農を促すといった性質の違いにより、事業の統合はできない。
	公平性	受益者負担は適正か	適正である	受益者負担である使用料と事業費は、ほぼ均衡しており適切であると考ええる。